

## 工大祭におけるテックちゃんの利用に関する規約

### (目的)

第1条 この規約は、平成25年度までに工大祭実行委員会によるマスコットキャラクターの不適切な利用が一部であったことを反省とし、工大祭マスコットキャラクターの各種利用に対してある程度の基準を与え、利用者がなるべく疑問なくマスコットキャラクターを利用できるようにすることを第一の目的とし、同時にこの規約の内容がマスコットキャラクター利用のガイドラインとして機能することを第二の目的としています。

### (定義)

第2条 マスコットキャラクターとは、「テックちゃん」のことをいいます。

### (他の規約との関係)

第3条 用語の定義やテックちゃんの利用についての全体的な内容については「マスコット利用規約 (<https://mascot.koudaisai.jp/#agreement>)」に準じ、この規約においては特に、工大祭における参加団体によるマスコットキャラクターの利用について定めるものとします。

### (テックちゃんの利用)

第4条 「テックちゃん」の著作権は工大祭実行委員会、及び原案者であるヒダに帰属します。

- 2 テックちゃんを利用した二次利用作品を作る場合、作品のどこかにテックちゃんの著作権が工大祭実行委員会及びヒダに帰属する旨（以下この項において「著作権情報」といいます。）を明記するか、または著作権情報を記載した媒体を同梱するようにしてください。
- 3 テックちゃんの二次創作作品の制作者または制作団体自身による公開、頒布及び実演は、有償、無償問わず、また作品の形態に依らず、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。
- 4 非商用として利用する場合と工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合に限り、二次利用作品の公開、頒布、及び実演が、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。（商用の二次利用については第8項）工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合、企画内容が金銭のやりとりを有するものであっても、二次利用作品の公開、頒布、及び実演に対して特に制限することはありません。
- 5 以下の条件に当てはまる二次利用作品、及び二次創作作品の、公開、頒布、及び実演はできません。
  - 一 テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある場合
  - 二 作品の公開、実演、及び頒布自体が公序良俗に反する場合
- 6 第5項で禁止されていない二次利用作品、及び二次創作作品であっても、工大祭実行委員会、または原案者が不相当と判断した作品については、その判断理由と共に公開、頒布、及び実演の停止を命じる可能性があります。利用できるかどうかの判断に不安が

ある場合は事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口（[mascotcharacter@koudaisai.jp](mailto:mascotcharacter@koudaisai.jp)）までお問い合わせください。

7 工大祭内の企画でのテックちゃんの利用についてのみ、以下のような表現を含む作品の公開、頒布、及び実演はできません。もし発見した場合は工大祭実行委員会が予告なくその作品の公開、頒布、及び実演の中止を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

- 一 テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある表現
- 二 未成年者を含む不特定多数の人が閲覧・入手することによって、公序良俗に反すると考えられる表現

8 以上の規約を満たして、連絡が必要ない範囲の利用であっても、有償での作品頒布が大規模に渡って行われる場合（企業以外の個人、及び団体も含む）は、利用の前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご連絡ください。

9 以下の場合、事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご相談ください。

- 一 テックちゃんの一次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合
- 二 テックちゃんの二次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合。ただし、その利用した二次創作作品の制作者に事前に許可を得ているものとします。
- 三 テックちゃんの二次利用作品、または二次創作作品を「公認作品」として公開、頒布、及び実演したい場合  
（この規約の内容の変更）

第5条 工大祭実行委員会は、この規約の内容を変更するには、あらかじめ、ヒダの同意を得なければならないものとします。

#### 附 則

この規約は、令和4年5月18日から、その効力を有するものとします。